

合理的配慮にもとづく支援にむけて 多様な能力を育める大学を目指して

キーワード 合理的配慮(reasonable accommodation)、インクルージョン、障害学生支援、ユニバーサル・キャンパス

2007年に日本が署名した国連の障害者権利条約^{*1}に代表されるように、国際的には、障害者が持つ困難に対する合理的配慮(reasonable accommodation)の提供は社会の様々な分野で遵守すべき義務として認識され、また、教育のすべてのステージで障害者と健常者を分け隔てないインクルージョン教育が原則となり始めています。大学も例外ではありません。障害児者に関する教育、医学・生理学、福祉などが融合した我が国唯一の障害科学を学問体系として発展させてきた筑波大学の英知が集結した本リサーチユニットから高等教育機関での障害学生支援モデルが今まさに発信されようとしています。

障害学生の社会的障壁に対する合理的配慮(reasonable accommodation)

障害と一言でいっても、その困難性には様々なものがあります。近年は、目に見える障害だけではなく、障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを、「社会（環境）側の問題」という捉

え方が主流になっており、国内法もその考え方に沿って整備されています。つまり、大学での合理的配慮とは、善意ではなく、あくまでも障害学生個人のニーズに対応して、大学が義務として行わなければならない変更や調整のことを意味します。聴覚や視覚に障害がある学生が情報保障なく講義に出ると、講義内容を十分に理解することは不可能です。一方で、大学の本質を考えると学問や研究の質を維持することが同時に求められます。やる気と能力のある学生が障害を理由に修学を断念することのない様な支援環境を作っていくことが、大学で行う障害学生支援のゴールの一つだと私たちは考え実践しています(図1)。



図1：筑波大学内に設置されたバリアフリー講義システムの例

ユニット名

高等教育における障害学生支援に関する研究

ユニット代表者 人間系 教授 竹田 一則

◆ユニット構成員 総数 14名 (教員 14名/ポストドク0名/他機関0名)



ユニバーサル・キャンパスの実現に向けて

筑波大学障害学生支援室の専門委員をコアメンバーに構成しているこのリサーチユニットでは、障害学生支援における合理的配慮について学際的な研究を行っています。障害種(視覚障害・聴覚障害・運動障害・内部障害・発達障害)毎のアセスメント項目^{*2}、バリアフリー講義システム(図1)の効果的な活用方法、支援者養成のカリキュラム、支援ボランティアの養成、支援方法・技術の高度化、障害学生および支援学生の健康管理などについて、基礎的な研究を行っています。

また学外チームと共同でバイオマーカーを用いた、障害者のストレスの生理学的評価に関する研究も進めています。これらの研究活動を通じユニバーサル・キャンパスの構築に必要な諸条件を明らかにするとともに、高等教育機関での障害学生支援モデルの構築に挑戦中です。



図2：バリアフリーマップの制作の様子

^{*1}: あらゆる障害(身体障害、知的障害及び精神障害等)のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。第61回国連総会(2006年)において採択された。
^{*2}: 障害を持つ個人の状態像を理解し、必要な支援や将来の行動予測、支援の成果を調べること。

社会への貢献・実績

- バリアフリーマップの制作(図2)
- 聴覚障害学生支援コーディネートシステム(CAS)の開発(図3)



図3：聴覚障害学生支援コーディネートシステム(CAS)

※自動コーディネートを行うシステムではなく、コーディネーターが円滑にコーディネートを行うためのアシストをするシステム